

# 電 気 需 給 契 約 書 (案)

1 契約内容 令和8年度富山森林管理署等電力供給業務（単価）

2 需給場所 富山県富山市黒崎字塚田割591-2 富山森林管理署

分任支出負担行為担当官 富山森林管理署長 青野 洋徳（以下「発注者」という。）  
と  
（以下「受注者」という。）は、  
富山森林管理署等電力供給業務（単価）により電気需給契約  
を締結する。

## （契約の目的）

第1条 受注者は、仕様書に基づき発注者の富山森林管理署等電力供給業務（単価）により電気需給契約  
を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

## （契約金額）

第2条 契約金額は、次のとおりとする。なお、以下の各金額には消費税額及び地方消費税額  
(以下「消費税等相当額」という。)を含むものとする。

## 【記載例】

区分・単位		契約単価
低圧電力	基本料金	契約電力（20kw） 円／kw・月
	電力量	夏季（7月1日～9月30日） 円／kw・時
	料金	その他季（上記以外の月日） 円／kw・時
	予定使用電力量	20,940kWh
従量電灯	基本料金	契約電力（35kVA） 円／kVA・月
	電力量	最低月額料金 円／月
		120kWhまで 円／kw・時
		120kwhを超え300kwhまで 円／kw・時
	料金	300kwhを超える 円／kw・時
	予定使用電力量	31,700kWh

2 消費税相当額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する額である。

3 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、別途定めるところにより価格を改定できる。

4 消費税相当額の税率に変更があった場合は、変更後の税率に基づいて契約金額を改定するものとする。

## （契約期間）

第3条 契約期間（電気を需給する期間）は、令和8年4月の検針日から令和9年4月の検針日の前日までとする。

(契約保証金)

第4条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させなければならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第6条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、または下回ることができる。

(計量及び検査)

第7条 受注者は、北陸地域の一般送配電事業者が毎月の電気使用量を確定する日に記録された値の読みとりにより使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第8条 料金の算定期間は、前月検針日から当月検針日前日までの期間とする。

(料金の算定)

第9条 毎月の電気料金は、低圧電力にあっては、契約電力に第2条の基本料金単価を乗じて得た金額と、その1月の使用電力量に第2条の電力量料金単価を乗じて得た金額と再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額とし、従量電灯にあっては、第2条の基本料金とその1月の使用電力量に第2条の電力量料金単価を乗じて得た金額と再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額とする。

2 前項の料金算定にあたっては、使用電力量に係る燃料費調整を行うものとし、燃料調整額（単価）は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する単価とする。

(料金の支払及び遅延利息)

第10条 受注者は、第7条に定めた検査終了後、第9条により算定した料金を1ヶ月毎に発注者へ速やかに請求するものとし、発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に受注者の指定する口座あてに支払わなければならない。

2 発注者は前項の約定期間内に料金を支払わなかった場合には、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払い金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。その額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等発注者の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定期間から除外する。

(事情変更)

第11条 発注者及び受注者は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、発注者と受注者が協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金)

第12条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は、経済産業大臣が毎年定める賦課金単価に毎月の使用電力量を乗じて算出するものとする。

(機密の保持)

第13条 発注者及び受注者は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、発注者及び受注者は、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、法律又は条例等により開示する場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (2) 正当な事由により解約を申し出たとき。
  - (3) 本契約の履行に関し、受注者又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。
  - (4) 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。
- 2 前各号の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。
  - 3 受注者は発注者がこの契約条項若しくは仕様書に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となった場合には、これを解除することができる。この解除に伴う必要な費用は発注者の負担とする。

(違約金)

第15条 受注者の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合は、受注者は当該日から契約期間満了の日までの期間（以下「残余期間」という。）に係る予定使用電力等を用いて第9条に規定する方法により算定した場合の残余期間の電気料金（消費税額および地方消費税額を除いた額）の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第16条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。  
の通知を行ったとき。
- (2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第17条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは、第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第18条 受注者が発注者に損害を与えたとき（天災その他受注者の責めに帰さない理由による場合を除く）は、発注者は、受注者に対し、損害賠償の請求をすることができる。ただし、賠償の金額は、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

(協議)

第19条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約書及び前条で規定する基準等に定めのない事項は、受注者が定める最新の約款によるほか発注者と受注者が協議の上これを解決するものとする。

(特約事項)

第20条 別紙 暴力団排除に関する特約条項のとおり

この契約締結の証として本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 富山県富山市黒崎字塚田割591-2

分任支出負担行為担当官

富山森林管理署長 青野 洋徳

受注者

## 暴力団排除に関する特約条項

### (属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

### (表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

### (再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

### (損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

### (不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする